

説明会開催状況（吉川美南駅東口周辺地区 用途地域、防火地域及び準防火地域、地区計画）

地区名	開催日	開催場所	出席者数	周知方法	市の説明概要	住民からの 主な意見・要望	今後の対応
○吉川美南駅 東口周辺地区	令和4年3月24日 ・27日 ※27日：2回開催	吉川市役所 303・304・305 会議室	24日 10名 27日 1回目：12名 2回目：6名	・地区地権者 へ郵送	都市計画変更（素案）の 概要について	・なし	都市計画変更に向けて、都市計画法 に基づく手続きを進めていく。
○吉川美南駅 東口周辺地区	令和4年6月5日 ・7日	5日 吉川市役所 301・302 会議室 7日 吉川市役所 303・304・305 会議室	5日 7名 7日 5名	・地区地権者 へ郵送	都市計画変更（素案）の 概要について	・なし	都市計画変更に向けて、都市計画法 に基づく手続きを進めていく。
○吉川美南駅 東口周辺地区 ※説明公聴会	令和4年7月24日	吉川市役所 303・304・305 会議室	4名	・地区地権者 へ郵送 ・広報紙 ・市ホーム ページ	①吉川美南駅東口周辺 地区の都市計画変更 （原案）について ②都市計画決定手続き のスケジュールにつ いて	・沿道サービスゾーンに高い建物が立地することによる日当たりが懸念される。 ・第一種住居地域とするエリアについて、良好な住環境となるよう土地利用を図ってほしい。	沿道サービスゾーンは、広幅員道路に面することに合わせ、高さの最高限度を設定している。ただし、建ぺい率・容積率も関係するため、全ての建築物が最高限度の高さで立ち並ぶとは想定していない。 都市計画変更に向けて、都市計画法 に基づく手続きを進めていく。